

|   |               |
|---|---------------|
| イ | 多一〇三三〇十節      |
| ハ | 多一〇一          |
| ニ | 提後二〇三         |
| ホ | 提後二〇三         |
| ヘ | 加一六           |
| ト | 提前四〇七多二〇十四三〇九 |
| リ | 提前二〇二二        |
| ヌ | 提前六〇四世        |
| ル | 耶八〇九          |
| ヲ | 提前七〇二十三二十六    |
| リ | 加三〇九五〇五三三     |

新約全書使徒パウロラモラに贈れる前書

望望我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひて  
 信仰に由て我が眞子なるラモ  
 ンに書を贈る願くハ父ある神および我儕の主キリストイエスより恩寵と  
 矜恤と平康を受よ  
 三我ワクトニヤに往しどき爾に仍エベクに留り人に  
 命じて彼處に異教を傳るとなく  
 四又た信仰にある神の道を立すして辯  
 論を生ずる奇談と極りなき系圖に心を寄ると勿らしめよ  
 勸たり今も  
 此の如く行いんことを願ふ  
 五誠命の主意の愛かり即ち潔き心と善良心と  
 儂なき信仰より出たり  
 六或人これを棄て虚き論に轉り  
 七律法の教師と爲ん  
 して却て其語る所の定論とこの事を自ら知らず  
 八夫われら律法の善  
 の也  
 九知る但し理に従ひて律法を用べし  
 九律法の義人の爲に設たるに非  
 ず  
 十不法なるもの不服あるもの不敬あるもの罪惡なるもの不潔なるもの邪  
 解なるもの父を殺せるもの母を殺せるもの人を殺せる者  
 十奸淫を行ふも

新約全書帖撒羅尼迦後書 終

ク 提後四〇三  
 三 提前二〇四  
 四 提後九〇五  
 五 提後九〇九  
 六 提後九一五  
 七 提後九二〇  
 八 提後九二五  
 九 提後九三〇  
 十 提後九三五  
 十一 提後九四〇  
 十二 提後九四五  
 十三 提後九五〇  
 十四 提後九五五  
 十五 提後九六〇  
 十六 提後九六五  
 十七 提後九七〇  
 十八 提後九七五  
 十九 提後九八〇  
 二十 提後九八五  
 二十一 提後九九〇  
 二十二 提後九九五  
 二十三 提後一〇〇〇  
 二十四 提後一〇〇五  
 二十五 提後一〇一〇  
 二十六 提後一〇一五  
 二十七 提後一〇二〇  
 二十八 提後一〇二五  
 二十九 提後一〇三〇  
 三十 提後一〇三五  
 三十一 提後一〇四〇  
 三十二 提後一〇四五  
 三十三 提後一〇五〇  
 三十四 提後一〇五五  
 三十五 提後一〇六〇  
 三十六 提後一〇六五  
 三十七 提後一〇七〇  
 三十八 提後一〇七五  
 三十九 提後一〇八〇  
 四十 提後一〇八五  
 四十一 提後一〇九〇  
 四十二 提後一〇九五  
 四十三 提後一〇一〇〇  
 四十四 提後一〇一〇五  
 四十五 提後一〇一〇〇

十 以て妝飾とせず、善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女は如此す

九 よく慎みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髪を編こどく金と眞珠と價貴き衣を  
 潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを加ふ女は其の恥を知

八 敬る者となり我キリストに在て眞をいひ誠を言せず、是故に我ねがふ人  
 これが爲に立られて宣傳る者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に

七 斯なり、六 凡れ萬人に代り己を棄て贖となせり時いたらば證すべし我  
 神一、位なり又神と人との間に一位の中保あり即ち人なるキリストイエ  
 こそ也、凡れ萬人救をうけ眞理を曉るに至るは神の望み給ふ所なり、五 凡れ  
 らかに日を度らん爲なり、三 此は美事なり我儕の救主なる神の意旨に適ふ

二 威を有もの爲に別て之を行べし、是われら敬虔と端莊を以て靜に安  
 言われ殊に勸む萬人の爲に願告、祈禱、懇求、感謝せよ王及び凡て權  
 て謗讒を言ざらしめん爲に懲なり

中ヒマナヨドアレキサンデルあり我かれらをサクンに付せり是彼等をし

九 提後四〇三  
 十 提後四〇四  
 十一 提後四〇五  
 十二 提後四〇六  
 十三 提後四〇七  
 十四 提後四〇八  
 十五 提後四〇九  
 十六 提後四一〇  
 十七 提後四一一  
 十八 提後四一二  
 十九 提後四一三  
 二十 提後四一四  
 二十一 提後四一五  
 二十二 提後四一六  
 二十三 提後四一七  
 二十四 提後四一八  
 二十五 提後四一九  
 二十六 提後四二〇  
 二十七 提後四二一  
 二十八 提後四二二  
 二十九 提後四二三  
 三十 提後四二四  
 三十一 提後四二五  
 三十二 提後四二六  
 三十三 提後四二七  
 三十四 提後四二八  
 三十五 提後四二九  
 三十六 提後四三〇  
 三十七 提後四三一  
 三十八 提後四三二  
 三十九 提後四三三  
 四十 提後四三四  
 四十一 提後四三五  
 四十二 提後四三六  
 四十三 提後四三七  
 四十四 提後四三八  
 四十五 提後四三九  
 四十六 提後四四〇  
 四十七 提後四四一  
 四十八 提後四四二  
 四十九 提後四四三  
 五十 提後四四四

十一 男色を好むもの人を擯むもの讒を言もの偽誓入者また此はか正理に悖  
 ること有が爲に設たり、十一 此我に託し給ふ所の禱ある神の樂の福音に循  
 へる也、十一 我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職  
 に任じて忠信なる者となし給へ、凡れ昔ハ謗讒たるもの管束たるも  
 の狎侮たる者なりしが我信せざるを以て之を行へる故に不従、凡れ  
 を受たり、我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信  
 仰と愛ハ極て大になれり、十五 凡れキリストイエス罪人を救ふために世に臨れり  
 信すべく亦疑ハずして納べき語なり罪人のうち我の首なり、然ても我が  
 矜恤を受し、凡れキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し、後かれを信じて  
 永生を受る者、我を模楷となし給へる也、十七 願くは萬世の王すなわち朽  
 が見ざる一、の神に窮なく尊貴と榮光あらんことをアマン、十六 我子ラモ  
 十二 凡れ先に爾を指する所の預言に由て爾に命ず、此預言により信仰と善良心を  
 りて善戦を戦ふべし、十九 或人よ善良心を棄て信仰を亡へり、三、此の如き人の

|     |       |
|-----|-------|
| 七   | 多一〇世四 |
| 八   | 多一〇世九 |
| 九   | 多一〇世二 |
| 十   | 多一〇世四 |
| 十一  | 多一〇世九 |
| 十二  | 多一〇世二 |
| 十三  | 多一〇世九 |
| 十四  | 多一〇世二 |
| 十五  | 多一〇世九 |
| 十六  | 多一〇世二 |
| 十七  | 多一〇世九 |
| 十八  | 多一〇世二 |
| 十九  | 多一〇世九 |
| 二十  | 多一〇世二 |
| 二十一 | 多一〇世九 |
| 二十二 | 多一〇世二 |
| 二十三 | 多一〇世九 |
| 二十四 | 多一〇世二 |
| 二十五 | 多一〇世九 |
| 二十六 | 多一〇世二 |
| 二十七 | 多一〇世九 |
| 二十八 | 多一〇世二 |
| 二十九 | 多一〇世九 |
| 三十  | 多一〇世二 |
| 三十一 | 多一〇世九 |
| 三十二 | 多一〇世二 |
| 三十三 | 多一〇世九 |
| 三十四 | 多一〇世二 |
| 三十五 | 多一〇世九 |
| 三十六 | 多一〇世二 |
| 三十七 | 多一〇世九 |
| 三十八 | 多一〇世二 |
| 三十九 | 多一〇世九 |
| 四十  | 多一〇世二 |
| 四十一 | 多一〇世九 |
| 四十二 | 多一〇世二 |
| 四十三 | 多一〇世九 |
| 四十四 | 多一〇世二 |
| 四十五 | 多一〇世九 |
| 四十六 | 多一〇世二 |
| 四十七 | 多一〇世九 |
| 四十八 | 多一〇世二 |
| 四十九 | 多一〇世九 |
| 五十  | 多一〇世二 |
| 五十一 | 多一〇世九 |
| 五十二 | 多一〇世二 |
| 五十三 | 多一〇世九 |
| 五十四 | 多一〇世二 |
| 五十五 | 多一〇世九 |
| 五十六 | 多一〇世二 |
| 五十七 | 多一〇世九 |
| 五十八 | 多一〇世二 |
| 五十九 | 多一〇世九 |
| 六十  | 多一〇世二 |
| 六十一 | 多一〇世九 |
| 六十二 | 多一〇世二 |
| 六十三 | 多一〇世九 |
| 六十四 | 多一〇世二 |
| 六十五 | 多一〇世九 |
| 六十六 | 多一〇世二 |
| 六十七 | 多一〇世九 |
| 六十八 | 多一〇世二 |
| 六十九 | 多一〇世九 |
| 七十  | 多一〇世二 |
| 七十一 | 多一〇世九 |
| 七十二 | 多一〇世二 |
| 七十三 | 多一〇世九 |
| 七十四 | 多一〇世二 |
| 七十五 | 多一〇世九 |
| 七十六 | 多一〇世二 |
| 七十七 | 多一〇世九 |
| 七十八 | 多一〇世二 |
| 七十九 | 多一〇世九 |
| 八十  | 多一〇世二 |
| 八十一 | 多一〇世九 |
| 八十二 | 多一〇世二 |
| 八十三 | 多一〇世九 |
| 八十四 | 多一〇世二 |
| 八十五 | 多一〇世九 |
| 八十六 | 多一〇世二 |
| 八十七 | 多一〇世九 |
| 八十八 | 多一〇世二 |
| 八十九 | 多一〇世九 |
| 九十  | 多一〇世二 |

十二 へき事なりし婦女の凡の之を順ひて静に道を學ぶべししわれ婦女教を施すこととく男の上に權を執之を許さず婦女のみ安靜にすべしし蓋アダム

十三 前に造られエバの後に造られたればアダムの感ざれざりしなり婦人の感ざれて罪に陥れり然るも彼もし信仰と愛と潔と謹に居ならん子を

十四 生て之に因て救を得べし

十五 監督たる者其責べき所なく一個の婦れ夫なるべく謹慎自ら制し品行正しく旅客を懇懇に待ひ教訓をなし酒を嗜せず人を擧ず柔和また争はず助を

十六 自己の家を理るとを知らず如何して神の教會を管るとを得んや六かつ新に教に入し者を監督と爲べからず惡く入驕りて惡魔と同じ審判を受けるに

十七 陥らん又監督の外人にも令聞あるべし惡く入諂と惡魔の害に陥らん

十八 執事たる者も亦端莊くし兩舌せず酒を嗜せず利を貪ずし信仰の奧義を潔き良心の中に存べし此を先試みて責べき所なくバ執事の職に當べし女執事も亦端莊くし人を誇らず謹みて凡れと忠信あるべし執事たる者一個の婦の夫なるべし子女と己の家を善理むべし善執事の職を務る者己に嘉綬を得キリストイエスに基せし信仰に勇氣を得べし

十九 われ速く爾に至らんことを望む然此如此かき贈るハ我もし運らんことを爾如何して神の家の中に行ふべきかを知らん爲なり神の家ハ活神れ教會なり其理の柱と基なり大疑もなく故虔の奧義の大なり神肉體となりて顯れ

二十 靈に因て義とせられ天使に見れ異邦人の中に宣傳せられ世の人に信せられ榮光の中に擧られ給へり

二十一 爾靈然ても靈明かにいふ後に至らば或人信仰の道より離れて人を惑す

二十二 靈と惡鬼の教に心を寄るニ善を假て謊をいひ以良心を烙れ三娶ることを禁じ

二十三 飲食を斷てを命ずる者に誘るるに因て亦り食ハ即ち神これを造り信じて真理を知る人に感謝して受しむるもの也

二十四 うれ神の造りし物のみな美

|     |       |
|-----|-------|
| 九   | 多一〇世九 |
| 十   | 多一〇世二 |
| 十一  | 多一〇世九 |
| 十二  | 多一〇世二 |
| 十三  | 多一〇世九 |
| 十四  | 多一〇世二 |
| 十五  | 多一〇世九 |
| 十六  | 多一〇世二 |
| 十七  | 多一〇世九 |
| 十八  | 多一〇世二 |
| 十九  | 多一〇世九 |
| 二十  | 多一〇世二 |
| 二十一 | 多一〇世九 |
| 二十二 | 多一〇世二 |
| 二十三 | 多一〇世九 |
| 二十四 | 多一〇世二 |
| 二十五 | 多一〇世九 |
| 二十六 | 多一〇世二 |
| 二十七 | 多一〇世九 |
| 二十八 | 多一〇世二 |
| 二十九 | 多一〇世九 |
| 三十  | 多一〇世二 |
| 三十一 | 多一〇世九 |
| 三十二 | 多一〇世二 |
| 三十三 | 多一〇世九 |
| 三十四 | 多一〇世二 |
| 三十五 | 多一〇世九 |
| 三十六 | 多一〇世二 |
| 三十七 | 多一〇世九 |
| 三十八 | 多一〇世二 |
| 三十九 | 多一〇世九 |
| 四十  | 多一〇世二 |
| 四十一 | 多一〇世九 |
| 四十二 | 多一〇世二 |
| 四十三 | 多一〇世九 |
| 四十四 | 多一〇世二 |
| 四十五 | 多一〇世九 |
| 四十六 | 多一〇世二 |
| 四十七 | 多一〇世九 |
| 四十八 | 多一〇世二 |
| 四十九 | 多一〇世九 |
| 五十  | 多一〇世二 |
| 五十一 | 多一〇世九 |
| 五十二 | 多一〇世二 |
| 五十三 | 多一〇世九 |
| 五十四 | 多一〇世二 |
| 五十五 | 多一〇世九 |
| 五十六 | 多一〇世二 |
| 五十七 | 多一〇世九 |
| 五十八 | 多一〇世二 |
| 五十九 | 多一〇世九 |
| 六十  | 多一〇世二 |
| 六十一 | 多一〇世九 |
| 六十二 | 多一〇世二 |
| 六十三 | 多一〇世九 |
| 六十四 | 多一〇世二 |
| 六十五 | 多一〇世九 |
| 六十六 | 多一〇世二 |
| 六十七 | 多一〇世九 |
| 六十八 | 多一〇世二 |
| 六十九 | 多一〇世九 |
| 七十  | 多一〇世二 |
| 七十一 | 多一〇世九 |
| 七十二 | 多一〇世二 |
| 七十三 | 多一〇世九 |
| 七十四 | 多一〇世二 |
| 七十五 | 多一〇世九 |
| 七十六 | 多一〇世二 |
| 七十七 | 多一〇世九 |
| 七十八 | 多一〇世二 |
| 七十九 | 多一〇世九 |
| 八十  | 多一〇世二 |
| 八十一 | 多一〇世九 |
| 八十二 | 多一〇世二 |
| 八十三 | 多一〇世九 |
| 八十四 | 多一〇世二 |
| 八十五 | 多一〇世九 |
| 八十六 | 多一〇世二 |
| 八十七 | 多一〇世九 |
| 八十八 | 多一〇世二 |
| 八十九 | 多一〇世九 |
| 九十  | 多一〇世二 |

九 子糾六十三歳二十

十 子糾六十三歳二十

十一 子糾六十三歳二十

十二 子糾六十三歳二十

十三 子糾六十三歳二十

十四 子糾六十三歳二十

十五 子糾六十三歳二十

十六 子糾六十三歳二十

十七 子糾六十三歳二十

十八 子糾六十三歳二十

十九 子糾六十三歳二十

二十 子糾六十三歳二十

二十一 子糾六十三歳二十

二十二 子糾六十三歳二十

二十三 子糾六十三歳二十

二十四 子糾六十三歳二十

二十五 子糾六十三歳二十

二十六 子糾六十三歳二十

二十七 子糾六十三歳二十

二十八 子糾六十三歳二十

二十九 子糾六十三歳二十

三十 子糾六十三歳二十

三十一 子糾六十三歳二十

三十二 子糾六十三歳二十

三十三 子糾六十三歳二十

三十四 子糾六十三歳二十

三十五 子糾六十三歳二十

三十六 子糾六十三歳二十

三十七 子糾六十三歳二十

三十八 子糾六十三歳二十

三十九 子糾六十三歳二十

四十 子糾六十三歳二十

四十一 子糾六十三歳二十

四十二 子糾六十三歳二十

四十三 子糾六十三歳二十

四十四 子糾六十三歳二十

四十五 子糾六十三歳二十

四十六 子糾六十三歳二十

四十七 子糾六十三歳二十

四十八 子糾六十三歳二十

四十九 子糾六十三歳二十

五十 子糾六十三歳二十

五十一 子糾六十三歳二十

五十二 子糾六十三歳二十

五十三 子糾六十三歳二十

五十四 子糾六十三歳二十

五十五 子糾六十三歳二十

五十六 子糾六十三歳二十

五十七 子糾六十三歳二十

五十八 子糾六十三歳二十

五十九 子糾六十三歳二十

六十 子糾六十三歳二十

六十一 子糾六十三歳二十

六十二 子糾六十三歳二十

六十三 子糾六十三歳二十

六十四 子糾六十三歳二十

六十五 子糾六十三歳二十

六十六 子糾六十三歳二十

六十七 子糾六十三歳二十

六十八 子糾六十三歳二十

六十九 子糾六十三歳二十

七十 子糾六十三歳二十

七十一 子糾六十三歳二十

七十二 子糾六十三歳二十

七十三 子糾六十三歳二十

七十四 子糾六十三歳二十

七十五 子糾六十三歳二十

七十六 子糾六十三歳二十

七十七 子糾六十三歳二十

七十八 子糾六十三歳二十

七十九 子糾六十三歳二十

八十 子糾六十三歳二十

八十一 子糾六十三歳二十

八十二 子糾六十三歳二十

八十三 子糾六十三歳二十

八十四 子糾六十三歳二十

八十五 子糾六十三歳二十

八十六 子糾六十三歳二十

八十七 子糾六十三歳二十

八十八 子糾六十三歳二十

八十九 子糾六十三歳二十

九十 子糾六十三歳二十

シ 提三〇七至一、律三〇  
 九 律五〇世  
 五 利十九〇世  
 七 律四九〇十一、律四九  
 二 律三〇四、  
 七 律二〇七、  
 七 律二〇七、  
 八 律三〇五、  
 九 律三〇五、  
 十 律三〇五、  
 十一 律三〇五、

己を救ひ亦なんぢに聽者を救はん  
 二 寡婦なる眞の寡を故ふべし、然る寡婦に子あるひ、孫あり、彼等まつ己  
 三 婦を母の如くして勸め、少女を姉妹の如くして之を勸るに貞潔を盡すべし  
 四 家の孝を行ひ其親に恩を報ること、是神の意旨に適ふこと也  
 五 眞の寡婦にて獨居もの、惟神に倚頼み、夜も晝も禱を恒にする  
 六 也、縦樂をなす寡婦の生ると雖も、死する者なり、なんぢ此事を命じ彼等を  
 八 して責べき所あからしむべし、人もし己に屬する者を顧み、殊に己の家  
 九 族を顧みざるなら、彼信仰の道に背き、不信者よりも劣れる者なり、寡婦を  
 十 にて善行の稱ある者もしく、子女を育しもの、若くは旅容を留したる者  
 十一 もしくは、聖徒の足を濯たる者もしく、難人を助しもの、若くは務て諸の善  
 十二 事に従ひし者なるべし、少き寡婦の之を辭るべし、蓋かれらキリストに背

九 律九〇三、本十四〇十  
 十 律九〇三、  
 十一 律九〇三、  
 十二 律九〇三、  
 十三 律九〇三、  
 十四 律九〇三、  
 十五 律九〇三、  
 十六 律九〇三、  
 十七 律九〇三、  
 十八 律九〇三、  
 十九 律九〇三、  
 二十 律九〇三、  
 二十一 律九〇三、  
 二十二 律九〇三、  
 二十三 律九〇三、  
 二十四 律九〇三、  
 二十五 律九〇三、  
 二十六 律九〇三、  
 二十七 律九〇三、  
 二十八 律九〇三、  
 二十九 律九〇三、  
 三十 律九〇三、

なり感謝して受ると、己の棄べき物なし、五、人の神の言と祈禱を由て潔なれ  
 六 也、爾もし之を兄弟等に教ると、己ハキリストイエスの長役者にして信  
 七 仰の道と、爾が従ひし所は善教の道に背かれたる者なり、七、妄なる談と、老た  
 八 る婦の奇談をすて、神を敬ふことを自ら修行すべし、八、肉體の修行ハ益す  
 九 く、あし惟神を敬ふこと、凡の事に益あり、今生および來生に係る約束を得  
 十 あり、九、これ信すべし、又疑はずして、綱べき話なり、十、之が爲に我儕苦勞をし  
 十一 且、語をうく、蓋われら活る神を望むべし、萬人の救主にして、殊に信す  
 十二 者の救主あり、十一、なんぢ此等の事を命じ、且教ふべし、十二、なんぢ年幼を以  
 十三 て人に輕んせらるゝ勿れ、言と行と愛と信と、謙を以て、信者の標、十三、なるべ  
 十四 し、十三、なんぢ誦讀と、勸勉と、教訓を、務めて、我が至るを待、十四、預言と、長老會の、授  
 十五 手禮と、由て、爾に賜ひし所の賜を、忽畧にすること、勿れ、十五、心を之に、寄て、專  
 十六 ら之を、務むべし、蓋なんぢの上達すべし、人の人に、明かならん、爲なり、十六、なんぢ  
 十七 己を、慎み、亦教ふこと、を、慎むべし、恒に、此等の事を、務めよ、如此おこなふ時、

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 十二  | て心を亂すと云ひ再び燃せんとすれば也十三             |
| 十三  | に因て審判をうくべし十三                     |
| 十四  | 是故に我ねがふ少き寡婦の嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅  |
| 十五  | にても識るべき機を得しめざらんことをたまはるのうちに既に道を棄て |
| 十六  | サタンに従へる者あり十六                     |
| 十七  | なり十七                             |
| 十八  | 者其値を受べき也と云べなり                    |
| 十九  | なくバ納べからず                         |
| 二十  | をして懼しめん爲なり                       |
| 二十一 | にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無し此証 |

|    |                  |
|----|------------------|
| 三  | 等の事を守るべし         |
| 三三 | ら守て潔すべし          |
| 三四 | と勿れ少しく葡萄酒を用ふべし   |
| 三五 | 判の場にゆき或人の罪の後に從ふ  |
| 三六 | も亦終に隠るゝこと能はず     |
| 三七 | の各と教を誘れざらん爲なり    |
| 三八 | 之を輕んず可らず別て之に事ふべし |
| 三九 | なれば也             |
| 四〇 | エスキラストの善言と神を敬ふこと |
| 四一 | みづから驕り無知にして      |
| 四二 | 謗妄疑また邪にして        |
| 四三 | てる也              |

て心を亂すと云ひ再び燃せんとすれば也十三彼等ハ初に立たる約束を棄るに因て審判をうくべし十三彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たし懶惰なる耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事に關り言べからざる事をいふ也十四是故に我ねがふ少き寡婦の嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅にても識るべき機を得しめざらんことをたまはるのうちに既に道を棄てサタンに従へる者あり十六信する男あるひに信する女の家に若し寡婦あらバ之を助べし教會を煩ハす可らず蓋教會をして眞の寡者を助しめん爲なり十七善治る長老をバ倍して之を尊み言を傳へ教をなして弊する長老を殊に尊むべし十八ハ聖書に録して穀物を曠す年に口籠を掛べからず又勞者其値を受べき也と云べなり十九長老を訴る者あるに二人三人の證人なくバ納べからず二十罪を犯せる者の衆人の前にて之を警むべし是餘の人をして懼しめん爲なり三十一われ神とキリストイエスマな選れたる天使の前にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無し此証

等の事を守るべし三輕易ぞく人に扱手する勿れ人の罪に干ること勿れ自ら守て潔すべし三爾の胃のため及び爾まば疾ふに因て恒に水を飲之と勿れ少しく葡萄酒を用ふべし三或人の罪の明かにして其人に先ちて審判の場にゆき或人の罪の後に從ふ三此の如く善行も明かなるなり然ざるも亦終に隠るゝこと能はず凡ち爾の下にある僕ハ己の主を毎事に敬ふべき者となすべし是神の名と教を誘れざらん爲なり三信者なる主を有る者の其兄弟たるに因て之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受もの信者にて愛せらるゝ者なれば也なち此事を教また勸むべし三もし異なる教を傳て我儕の主イエスキラストの善言と神を敬ふことに合ふ教を言ハざる者わらバ此人みづから驕り無知にして議論と言辭の爭辯を好む此は由て娼嫉爭闘毀謗妄疑また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の爭論おてる也なちら此の如き人に遠かるべし六神を敬ひて足とを知ハ大なる

|   |               |
|---|---------------|
| 七 | リ 可十廿四        |
| 六 | モ 耶十七廿        |
| 五 | ス 太六〇九至卅一 和六〇 |
| 四 | イ 提〇三十四       |
| 三 | ロ 西〇八         |
| 二 | ハ 提二〇六        |

ソ〇爾之の世の富る者に命せよ驕ることなく定なき財を恃ことなく唯  
 われらを樂せんとて諸物を豊に賜ふ神を恃みたまはた善を行ひ善事に富  
 をしみなく施濟をなして人と共にし十九斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備  
 をなすべし是眞の生を得ん爲なりと三十一モテよ爾託せられし事を守り妄  
 なる益なき談および智識と偽り稱ふる辯論を避へしニ或人この偽の智  
 識に從ひて信仰を謬れり願くハ恩寵ならちに在んことをアマン

|    |            |
|----|------------|
| 七  | ヤ 伯一廿一     |
| 八  | イ 提二〇六至卅一本 |
| 九  | ロ 提二〇七     |
| 十  | ハ 提二〇八     |
| 十一 | ニ 提二〇九     |
| 十二 | サ 本七〇十     |
| 十三 | シ 本七〇十一    |
| 十四 | テ 本七〇六     |
| 十五 | ト 提二〇九     |
| 十六 | チ 提二〇六     |

利なりとわれら何をも携へて世に來らば亦何をも携へて往て之を能ざるハ  
 明かなりハうれ衣食あらば之をもて足とすべし十九富人之を欲する者ハ  
 患難と苦難た人を滅亡と沈淪に瀕らす所の愚にして肆ある萬殊の愆に陷  
 るなり十財を慕ふハ諸の惡事の根なり或人これを慕ひ迷て信仰の道を離  
 れ多の苦害をもて自ら己を刺り十一神の人よ之を避て義事と神を敬ふこと  
 信仰と愛と慇懃と柔和とを慕ふべし十二信仰の善戰をたかくかひ永生を  
 取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり三われ  
 萬物をして生を存しむる神およびボソテオピラトに向て善證を作給へる  
 キリストイエスの前にて爾に命す十四なんぢ我儕の主イエスキリストの現  
 ると時汝で拙なく責べき所なくして識を守るべし十五神の定め給へる期  
 いたらば彼を顯さん神ハ即ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王  
 ぶろくの主の士十獨一死ざるもの近くとを得ざる光に在して人未だ見  
 してとなく又見と能ざる者なり願くハ尊貴と窮なき權力かれに有アム